令和２年台風１４号による災害救助法適用地域の世帯の学生のみなさんへ

〔2020.10.10災害救助法適用地域最新情報更新版〕

日本学生支援機構の以下の制度が利用できます		
給付奨学金 （学部生のみ）	**家計急変採用**	生計維持者が震災、火災、風水害に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ①給付総額金の家計急変の事由Ａ～Ｃに該当 ②被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など、世帯収入を大きく減少させる事由が発生。 **詳細はこちら** **⇒https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html**
貸与奨学金（第一種）	**緊急採用**	２０２０年７月以降で申請者本人が希望する月からの貸与が可能。基本的には２０２１年３月までの貸与期間ですが、希望すれば継続も可能（２０２１年１月１２日までに継続を申し出る必要があります。無利子） **詳細はこち** **⇒https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/kinkyu.html**
貸与奨学金（第二種）	**応急採用**	２０２０年４月以降で申込者が希望する月からの貸与が可能。修業年限の修了月まで貸与できます。（有利子） **詳細はこちら** **⇒https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/okyu.html**
JASSO災害支援金		学生または生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上の被害を受けた方（災害発生の翌月から６か月以内に申請） **詳細はこちら⇒https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html**

このたびの台風により、被害を受けられた学生の方々には、心よりお見舞い申し上げます。

令和２年１０月１０日に災害救助法適用となった以下の地域の方が本お知らせの対象となります。

【東京都】

島しょ三宅村・島しょ御蔵島村

現在対応中の日本学生支援機構における支援制度をお知らせしますので、ご確認ください。制度の利用希望者はメールにて、学生支援センターへ連絡してください。
（shien_soudan@ml.ibaraki.ac.jp)

災害救助法適用地域掲載URL：
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

２０２０年１０月１４日

茨城大学学生支援センター